

お知らせ

あなたの資産を確認してください

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。

縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)
(ただし、土・日、祝日は除く)

山口県青年司法書士協議会
相談会担当(明石)
☎083(227)3297

人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

【常設人権相談所】

法務局では毎日(休日を除く)人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局(岩国市錦見一丁目16-35)

☎0827(43)1125

〈午前8時30分～午後5時15分〉

【特設人権相談所】

町内で毎月1回1会場(午前9時30分～正午)にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開催されています。

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

－平成31年度計画－

- 久賀総合センター
4月3日(水)、8月7日(水)、12月4日(水)
- 大島庁舎
5月8日(水)、9月4日(水)、1月9日(水)
- 橘総合センター
6月5日(水)、10月2日(水)、2月5日(水)
- 東和総合センター
7月3日(水)、11月6日(水)、3月5日(水)

人権擁護委員の就任について

平成31年1月1日付けで、清木由美子さん(久賀)、村田雅典さん(小松開作)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について感心をもってもらえるように啓発活動を行ったり、法務局の人権相談所や役場や公民館など公共施設において、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

りの方に、手続のご説明や
近くの司法書士事務所
の紹介など問題解決に
向けてのご相談を受け
付けます。

午前中はご相談が多い
ため、回線が繋がりに
くい場合がございます。
ご了承ください。

なお、本相談会に
関するお問い合わせに
つきましては、次の
お問い合わせ先まで
ご連絡くださいませ
う。

お問い合わせ

山口県青年司法書士協議会
相談会担当(明石)
☎083(227)3297

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)

・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)

・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成して
いますので、所在を確認
する
うえ、該当の各総合支所
または
税務課で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの

①固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している

人。(ただし、土地(家屋)のみを
所有している者は、家屋(土地)の
縦覧ができません)

・必要なもの
本人確認ができるもの(運転免許書等)

※納税者と同居の親族も同様に
取り扱います。

②納税者本人から委任を受け
た方

・必要なもの 委任状(または
納税通知書等)

■縦覧料 無料

■時間 午前8時30分～午後5時15分

■場所

各総合支所または税務課

■問い合わせ
税務課課税第2班
☎0820(74)1008

相続登記はお済みですか?

不動産(土地・建物)の登記
名義人(所有者)がお亡くなり
になったときは、不動産
の所在地を管轄する法務局に
相続登記(名義変更)の申請
が必要です!

相続登記をしないまま
と、「相続」が「争続」になっ
てしまうことも・・・。

相続登記をすることは、自
分の権利を大切にすると
ともに、次世代の子ども
たちのためにもなります。

詳しくは、法務局ホームページ
をご覧ください。
(<http://houmukyoku.moj.go.jp>)

※登記相談は、予約制です。
■問い合わせ
山口地方法務局柳井出張所
☎0820(22)1198